

会長	局長	係長	課員	課員

令和2年度  
〔天城町農業委員会〕  
10月定例総会議事録

署名委員 榮 徳男

署名委員 勝尾 真一

# 天城町農業委員会 10月定例総会議事録

1 開催日時 令和 2年 10月 15日 (木) 13時30分

2 場 所 天城町役場 4階ホール

3 出席委員 19名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	禎村 和志
3	松原西区	政 弘幸	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区	麓 福太郎	14	兼久	中磯 朋美
5	前野	富山 良一	15	瀬滝	田原 廣秀
6	岡前	小林 耕作	16	瀬滝	奥 好生
7	浅間	榮 徳男	17	当部	岩元 聡
8	浅間	勝尾 真一	18	三京	若山 秀也
9	天城	貞岡 孝治	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	貞山 博一			

4 欠席委員

5 事務局 2名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	伊地知 隆治	2	主幹係長	貞岡 学

6 参加者 2名

番号	所 属	氏 名	番号	所 属	氏 名
1	事務局	高野 秀作	2	農政課	吉岡 一郎

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第22号 農地法第3条許可申請について
- ・議案第23号 農地法第4条許可申請について
- ・議案第24号 非農地証明願いについて
- ・議案第25号 農業振興地域整備計画の変更申請について

(3) 報告事項等

開会 13時30分

議長  
(仲会長)

ただいまの出席委員は19人です。よって、本定例総会は成立しました。これから令和2年10月天城町農業委員会定例総会を開会します。それでは、議事日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、榮委員と勝尾委員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。  
本日の定例総会の会期は、日程通知の通り、本日1日にしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。  
よって、本定例総会の会期は、本日1日と決定しました。  
次に、本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定しております。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

日程第3、議案第22号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に申請番号111番から123番まで、13件の朗読および説明を求めます。

事務局  
(貞岡主幹)  
議長

(事務局の朗読および説明。)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。  
順次、譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。  
申請番号111番について、担当委員の調査報告を求めます。  
勝尾委員をお願いします。

勝尾委員

申請番号111番の説明をします。譲渡人と譲受人は従兄弟関係になります。譲受人がこの畑を利用しており今回、購入することになりました。この場所は、畑総地区内で何ら問題は無いと思えます。皆様方のご審議をお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いします。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号111番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号111番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号112番について、担当委員の調査報告を求めます。田

原委員お願いします。

田原委員

申請番号112番について説明します。参考資料2ページをご覧ください。譲渡人は、叔母に当たります。場所は、兼久小学校の西側、畑総事業も終わりまして、何ら問題は無いともいます。皆様方の審議、よろしく願います。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号112番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号112番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号113番について、担当委員の調査報告を求めます。

奥委員お願いします。

奥委員

申請番号113番についてご説明致します。譲渡人と譲受人は兄妹の関係となります。出身地は瀬滝であります。農地の場所は、東側の基幹農道、当部集落の入り口近く、参考資料3ページです。前々から譲受人がバレイショを植えてまして、贈与による所有権移転については、何ら問題は無いと思います。ご審議の程、よろしく願致します。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号113番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号113番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号114番は、取り下げ申請が出ていますので、次に進みます。

議長

次に、申請番号115番について、担当委員の調査報告を求めます。

貞岡委員お願いします。

貞岡委員

申請番号115番について説明致します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。場所は、天城保育所東側、町営住宅の近くとなります。譲受人の宅地があり、その並びとなります。購入後、家庭菜園として利用したいと聞いています。何ら問題は無いと思います。皆様のご審議をお願い致します。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号115番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号115番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号116番、117番、118番の3件を一括審議とします。担当委員の調査報告を求めます。

小林委員をお願いします。

小林委員

申請番号116番について説明致します。譲渡人と譲受人は縁故関係にあります。場所は、岡前中央線から前野集落に抜ける道路の近辺となります。10月2日に現地でお話を聞きました。問題は無いと思います。117番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係にあります。場所は岡前入り口から松原に向かう山手側となります。ジャガイモを植え付けると聞いています。何ら問題は無いと思います。118番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係にあります。場所は、岡前公民館近くの畑で、ここもジャガイモを植え付けするというので、何ら問題は無いと思います。皆さんの審議、よろしくをお願いします。

議長

これから、本案に対する一括質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号116番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号116番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号117番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号117番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号118番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。

よって、申請番号118番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号119番について、担当委員の調査報告を求めます。

田原委員をお願いします。

田原委員

申請番号119番について説明を致します。譲渡人は譲受人の叔母の関係となります。場所は、兼久小学校から海側に向かったの畑総地区内で何ら問題は無いと思います。皆さま方のご審議をよろしくをお願いします。

議長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号119番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号119番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号120番について、担当委員の調査報告を求めます。  
奥委員をお願いします。

奥委員 申請番号120番についてご説明致します。場所は、参考資料の9ページ、瀬滝公民館から山手側、東へ500m程行ったところに3筆ございます。譲受人から売買のお話があり、今回の申請になっております。何ら問題も無く、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号120番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号120番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号121番について、担当委員の調査報告を求めます。  
小林委員をお願いします。

小林委員 申請番号121番について説明致します。譲渡人と譲受人は縁故関係にあります。場所ですが、西郷公園から東側に行ったところにあります。何ら問題は無いと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号121番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号121番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号122番について、担当委員の調査報告を求めます。  
政委員をお願いします。

政委員 申請番号122番について説明します。譲渡人と譲受人は親子関係にあります。10月5日に譲受人とお話をし、現地を確認しました。場所は、参考資料の11、12、13ページ、現在、2筆が飼料畑、3筆にさとうきびが植えられています。将来もそのまま使うとのことで、何ら問題は無く、皆さまのご審議をお願いします。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号122番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号122番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号123番について、担当委員の調査報告を求めます。  
若山委員をお願いします。

若山委員 申請番号123番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はありません。場所は、参考資料の14、15ページの2筆です。現地を確認しましたが、問題はなく、皆さまのご審議よろしくをお願いします。

議 長 これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号123番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号123番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

議 長 日程第4、議案第23号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に申請番号124番の朗読及び説明を求めます。

事務局  
(貞岡主幹)  
議 長 (事務局の朗読および説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。  
若山委員をお願いします。

若山委員 申請番号124番について説明します。場所は、西阿木名の旧芝田商店から西側に入った、水くみ場の近くとになります。何ら問題は無く、皆さまのご審議よろしくをお願いします。

議 長 これから、本案に対する質疑に入ります。  
(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。  
これから、申請番号124番について、採決します。  
お諮りします。  
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

賛成多数。  
よって、申請番号124番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

議 長 日程第5、議案第24号非農地証明願い申請についてを議題とします。事務局に申請番号125番の説明を求めます。

事務局 (貞岡主幹) 議長	(事務局の説明。)  それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。 里村委員、貞山委員お願いします。
里村委員	申請番号125番について説明を致します。昭和42年に、申請人の父親が牛舎を建てまして現在に到っております。何ら問題は無いと考えています。ご審議をよろしくお願いを致します。
議長	これから、本案に対する質疑に入ります。  (「質疑なし」と呼ぶ者あり。)  質疑なしと認めます。 これから、申請番号125番について、採決します。 お諮りします。 本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。  賛成多数。 よって、申請番号125番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。
議長	日程第6、議案第25号天城農業振興整備計画の変更許可申請についてを議題とします。事務局に申請番号126番の説明を求めます。
事務局 (貞岡主幹) 議長	(事務局の説明。)  それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。 若山委員、岩元委員お願いします。
若山委員	申請番号126番について説明します。場所は、参考資料の17ページ、競り市場の近くとなります。廃棄処理施設となっておりますが、死亡牛の焼却処理施設です。現在、死亡牛は多く、保健所の指導で埋めることになっていまして、問題になっています。これができることで、畜産振興に大きく貢献するものだと思っています。集落や隣接者の同意も得ており、何ら問題は無いと思っています。皆様の審議、よろしくお願いします。
議長	これから、本案に対する質疑に入ります。  (「質疑なし」と呼ぶ者あり。)  質疑なしと認めます。 これから、申請番号126番について、採決します。 お諮りします。 本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。  賛成多数。 よって、申請番号126番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。 この案件は、許可意見として町に答申します。
議長	日程第7、諸報告を行います。諸報告については、配布してありますので、お目通し願います。 次に、9月定例総会で許可意見として、県常設審議委員会へ諮問してありました5条1件は許可されました。担当委員は、最終確認と完了届提出までご指導願います。以上で諸報告を終わります。
事務局 (貞岡主幹)	議事日程を終了し、協議会に入ります。 協議事項

議 長

- ・農地法第3条、4条、5条申請と中間管理事業利用権設定の確認について
  - ・農地中間管理事業について
- 連絡事項
- ・地域別農業委員会委員推進会議について
  - ・農地パトロールについて
  - ・次回定例総会について

他に、質疑、意見等ありませんか。  
（「特になし」の声あり）

以上で本日の日程は全部終了しました。  
本定例総会に付された案件は全て終了しました。  
これで、本日の会議を閉じます。  
令和2年10月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14時55分

天城町農業委員会会議規則第18条の規定によりここに署名いたします。

会 長 仲 公 男 印

署名委員 榮 徳男 印

署名委員 勝尾 真一 印